



平成24年9月6日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課

課長 尾形 強嗣

雇用支援企画官 三上 誠順

課長補佐 吉田 慎

(代表電話)03(5253)1111(内線 5321、5267)

(直通電話) 03(3595)3352

報道関係者 各位

平成25年度概算要求における非正規雇用関連対策の概要について ～「望ましい働き方ビジョン」の実現に向けて～

非正規雇用対策については、「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)に基づき、労使の合意を得つつ「望ましい働き方ビジョン」を踏まえた取組を推進することとしています。

このため、平成25年度概算要求では、「人を大切にする社会」の実現に向け、有期・短時間・派遣労働者などの正規雇用転換や人材育成など、企業内のキャリアアップをハローワークで一元的に支援する「有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト」、パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援、職業能力評価基準の整備などによる均等・均衡待遇の確保、能力開発の抜本的強化の検討会設置、など総合的な対策を省内横断的に推進します

1. 正規雇用・無期雇用への転換促進

「有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト」(非正規雇用で働く労働者の正規雇用転換や人材育成など、企業内のキャリアアップをハローワークで一元的に支援)の実施。 など

2. 均等・均衡待遇をはじめとする公正な処遇の確保

パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援、職業能力評価基準の整備などによる均等・均衡待遇の確保。 など

3. 職業キャリア形成の支援

求職者支援制度による就職支援や政策課題(若年者、成長分野やものづくり分野の人材育成など)に沿った人材育成への支援。 など

※ この他、能力開発の抜本強化に関する検討会を設置し、年内に対策をとりまとめ。

4. 若者の雇用の場の確保(若者雇用戦略の推進)

5. 雇用のセーフティネットの強化

「望ましい働き方ビジョン」の実現に向けた工程表

基本的な考え方

- 「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)に基づき、非正規雇用対策について労使の合意を得つつ「望ましい働き方ビジョン」を踏まえ実効ある取組を推進。
 - 法制面での対応のほか、平成25年度予算での対応をはじめ、スケジュール感をもって計画的に対策を実施。
 - 専門家による省内横断的な検討会等を開催し、より抜本的な対策を検討・実施。
 - 非正規雇用の問題について国民的議論を喚起し、厚生労働省として「人を大切にする社会」の実現を目指す。

非正規雇用の課題

具体的な取組

①雇用が不安定

②経済的自立が困難

③職業キャリアの形成が不十分

④セーフティネットが不十分

⑤ワークルールの適用が不十分、労働者の声が届きにくい

法制面の対応
↑
連携
↓
予
算
面
の
対
応

	H24年度	H25年度	H26年度～
＜パート＞	パートタイム労働法制の整備・制度の周知、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助 8月 年金機能強化法成立 (パートへの社会保険の適用拡大)	関係機関と連携し、施行に向けた準備を進める 第3号被保険者制度・配偶者控除の見直しを総合的に検討	平成28年10月に適用拡大を施行
＜有期＞	8月 改正労働契約法成立・施行(一部は1年以内の政令で定める日)	無期転換を促進する企業等の取組支援	
＜派遣＞	3月 改正労働者派遣法成立	10月 施行	派遣元事業主等への周知徹底・助言・指導
正規への転換	トライアル雇用奨励金の活用等による外部労働市場を通じた正社員就職の支援		
処遇の改善 均等・均衡待遇の確保	派遣労働者雇用安定化特別奨励金の活用 (職業安定局) 統合	「安定雇用実現プロジェクト」推進 (企業内キャリアアップをハローワークで一元的支援)	
	均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用 (雇用均等・児童家庭局) 統合		
	パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援		
労働法基礎知識の普及促進	パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援		
職業能力評価基準の策定・改定	パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援		
最低賃金引上げに向けた中小企業への支援・最低賃金の遵守の徹底	パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援		
人材育成	キャリア形成促進助成金の活用 (職業能力開発局) 統合 ※非正規部分	パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援	
	能力開発抜本強化検討会 (年内取りまとめ予定)	パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援	
若者の雇用の場の確保	6月 若者雇用戦略	すぐにでも実施可能な施策から、速やかに実施 ・新卒者支援の推進、中小企業とのマッチング強化、キャリア教育推進 ・フリーター等のキャリア形成・正社員転換等の支援 ・ニートなどの若者の職業的自立支援の強化	
セーフティネットの強化	秋頃 生活支援戦略の策定	「生活保護受給者等就職実現プロジェクト」推進	
	雇用保険制度や雇用調整助成金の着実な実施、公共職業訓練、求職者支援制度を通じた能力開発や訓練機関とハローワークとの連携を通じた就職支援	パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援 ・パートタイム労働者活躍推進モデル事業 ・集団的労使関係システムの整備に向けた検討	

平成25年度概算要求における主な非正規雇用関連対策の概要

- 「望ましい働き方ビジョン」に基づき、「人を大切にする社会」の実現に向け、有期、短時間、派遣労働者などの正規雇用転換や人材育成など企業内のキャリアアップをハローワークで一元的に支援する「安定雇用実現プロジェクト」、パートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入支援、職業能力評価基準の整備などによる均等・均衡待遇の確保、能力開発の抜本的強化の検討会設置、など総合的な対策を省内横断的に推進 **平成25年度概算要求額6,007億円**

1. 正規雇用・無期雇用への転換促進 **222億円**

➤ 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト

(1・2・3を含む企業内キャリアアップを支援するための総合的対策)

- ①キャリアアップのための「ガイドライン」の策定
- ②事業所内の雇用管理改善の体制整備
- ③ハローワーク等の指導援助体制の強化
- ④キャリアアップ促進のための「助成金」の創設(※)
- ⑤「人を大切にする社会」の実現を目指した国民的議論の喚起

※処遇改善の際に、職務分析・職務評価を実施した場合、加算措置を講じる。

- 改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行
- パートタイム労働者の正社員転換の推進
- 改正労働者派遣法の着実な実施

2. 均等・均衡待遇をはじめとする公正な処遇の確保 **162億円**

➤ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保

- ・パートタイム労働法制の整備、制度の周知
- ・パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成金の活用による支援
- ・職務分析・職務評価の導入支援(好事例集の作成、セミナー・個別相談会の開催など)、雇用管理改善のモデル事業の実施

➤ 職業能力評価基準の整備・活用促進

- 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援・最低賃金の遵守の徹底

3. 職業キャリア形成の支援 **2,435億円**

- 求職者支援制度による就職支援
- 成長分野・ものづくり分野での訓練の推進
- 政策課題に沿った人材育成への支援
- 中小企業などでのキャリア形成支援
- ジョブ・カード制度の活用の推進

※ 非正規雇用労働者の能力開発を抜本強化するため、省内横断的な検討会を設置、年内に対策を検討

4. 若者の雇用の場の確保 **396億円**

➤ 「若者雇用戦略」の推進

- ・新卒者対策の推進、中小企業とのマッチング強化、キャリア教育推進
- ・フリーターなどのキャリア形成・正社員転換などの支援
- ・ニートなどの若者の職業的自立支援の強化

5. 雇用のセーフティネットの強化 **5,085億円**

- 生活保護受給者などに対する就労支援の抜本強化
- 公的職業訓練の推進、訓練機関と連携した就職支援

6. その他 **304億円**

- 都道府県の産業政策と一体となった雇用創造
- 成長分野での雇用創出・人材育成・就職支援

(注)上記のほか、パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組(職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換など)を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じることを要望している。

1. 正規雇用・無期雇用への転換促進（222億円）

雇用形態ごとの対応

●パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進

- ▶パートタイム労働法制の整備・周知
- ▶パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成金の活用による支援
- ▶職務分析・職務評価の導入支援（好事例集の作成、セミナー・個別相談会の開催など）、雇用管理改善モデル事業の実施
- ▶ノウハウの提供、助成金などによる短時間正社員制度の導入・定着促進

パート

●改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行

- ▶無期転換の好事例の収集
- ▶社内制度化に向けた取組モデルの開発・普及

有期

●改正労働者派遣法の着実な実施

- ▶改正労働者派遣法（一定の派遣労働者について、派遣先での直接雇用の推進など）の制度周知・指導

派遣

●フリーターなどのキャリア形成・正社員転換などの支援

- ▶わかものハローワークなどで、トライアル雇用などの活用によるフリーターなどの就職支援 等

若者

横断的な対応

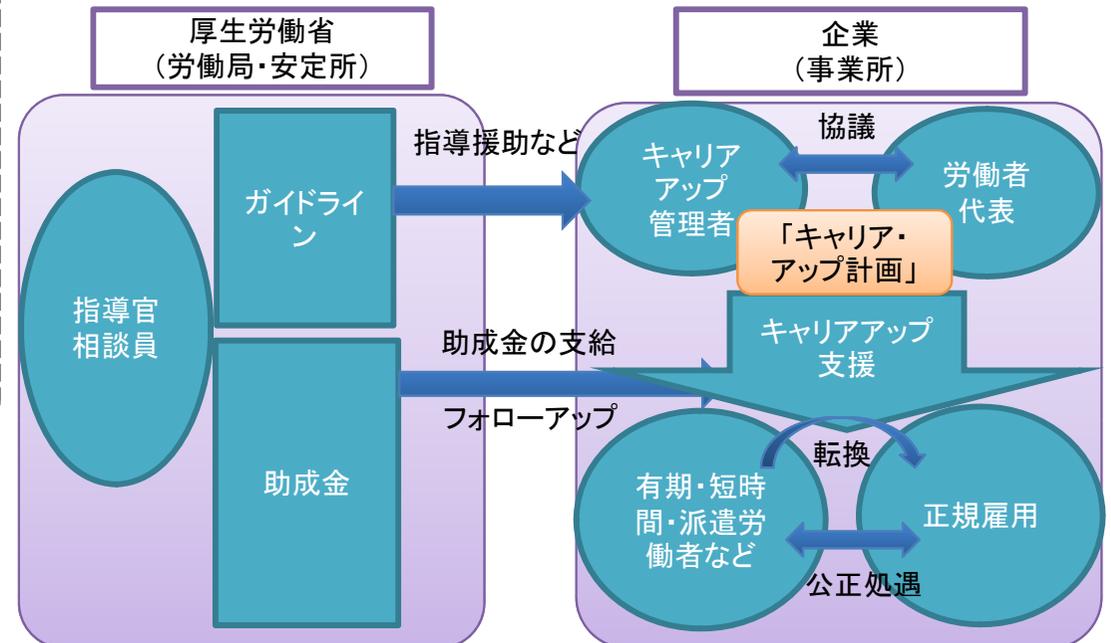
有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト

趣旨

有期、短時間、派遣などいわゆる非正規雇用で働く労働者について、「望ましい働き方ビジョン」などに基づき、企業内でのキャリアアップを支援するための総合的な対策を省内横断的に実施。

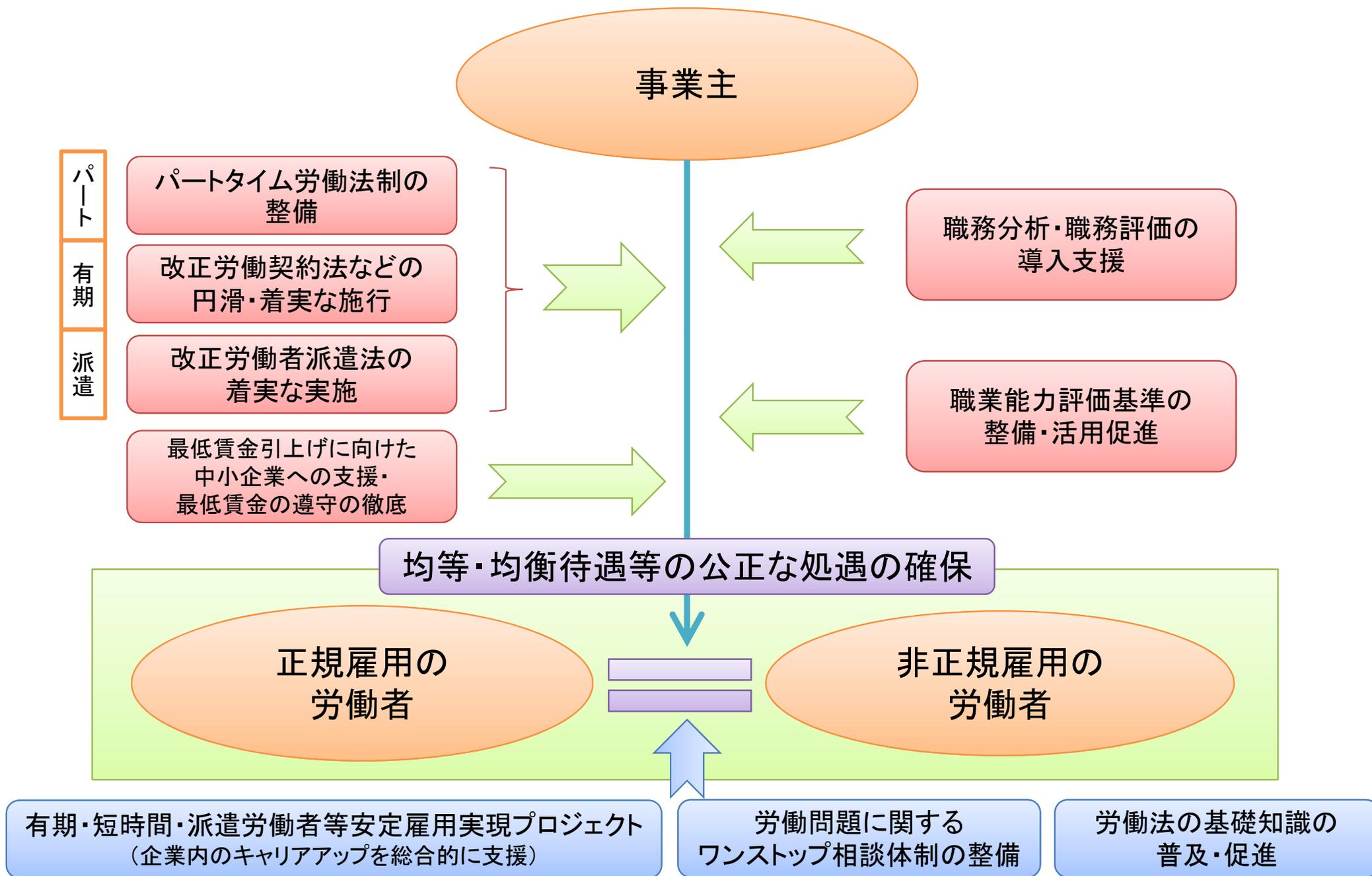
具体的内容

1. キャリアアップのための「ガイドライン」の策定
2. 事業所内の雇用管理改善の体制整備
3. ハローワークなどの指導援助体制の強化
4. キャリアアップ促進のための「助成金」の創設
5. 「人を大切にする社会」の実現を目指した国民的議論の喚起



* 企業内での正社員転換のほか、キャリアアップハローワークなどにおいて、外部労働市場を通じた正社員での就職支援を実施。

2. 均等・均衡待遇をはじめとする公正な処遇の確保（162億円）



3. 職業キャリアの形成の支援（2, 435億円）

非正規雇用の労働者については、正規雇用の労働者と比べて企業が行う教育訓練が低水準であり、実際も単純な職務に就くことが多いことと相俟って、職業能力形成機会が乏しい状況にある。

このため、国や地方自治体による公的職業訓練をさらに推進するとともに、企業内での職業能力開発を強化し、業界団体なども含め社会全体で非正規雇用で働く労働者などのキャリアの形成を支援する必要。

25年度概算要求での対応

公的職業訓練による
新たな知識や技能の付与

公的職業訓練の推進

企業による人材育成や、
労働者の主体的な
キャリア形成への支援

企業による人材育成への
支援

労働者の主体的な
キャリア形成への支援

職業能力の評価の推進

●成長分野・ものづくり分野での人材育成の推進

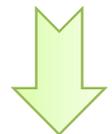
- ▶成長分野について、民間教育機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進。
- ▶ものづくり分野について、地域や産業ニーズを踏まえつつ、最先端の技術革新にも対応した公共職業訓練を実施。
- ▶公共職業訓練において、関係省庁と連携し、成長分野などでの中核人材育成などに向けた長期訓練コース開発、積極的な設定。
- ▶業界団体などと連携し、成長分野へ展開を図る企業の訓練カリキュラムを開発し、在職者訓練を実施。

●職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

- ▶「有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)」により、非正規の労働者に人材育成などを行う場合に助成。
- ▶キャリア・コンサルタントの派遣などにより、非正規雇用や中小企業の若者労働者がキャリア・コンサルティングを受けられるようにし、計画的な人材育成のための助言など中小企業への総合的な支援を強化。
- ▶ジョブ・カード制度の推進。
- ▶職業能力評価基準の整備・活用促進。

●非正規雇用労働者の能力開発抜本的強化に関する検討会(仮称)

- ▶非正規雇用の労働者の望ましい人材育成施策を検討
- ▶年内に強化策をパッケージとしてとりまとめ



すぐにでも実施可能な施策から、速やかに実施

4. 若者の雇用の場の確保（396億円）

若者雇用戦略の基本方針

- 自ら職業人生を切り拓ける骨太な若者への育ちを社会全体で支援
- 若者が働き続けられる職場環境の実現、非正規雇用の労働者のキャリアアップ支援
- 対症療法から中長期戦略へ（質の高い雇用の創出、「フリーター半減」の確実な実施 等）
- 雇用戦略対話の下に「若者雇用戦略推進協議会」を設け、施策のフォローアップ

具体的施策の方向性

機会均等・キャリア教育の充実

雇用のミスマッチ解消

キャリア・アップ支援

25年度概算要求での対応

- キャリア教育の推進
- 高校中退者等に対する学卒者訓練の受講支援

- 大学等の新卒者・既卒者に対する就職支援の推進
- 若者と中小企業とのマッチング強化（「若者応援企業」宣言の実施）

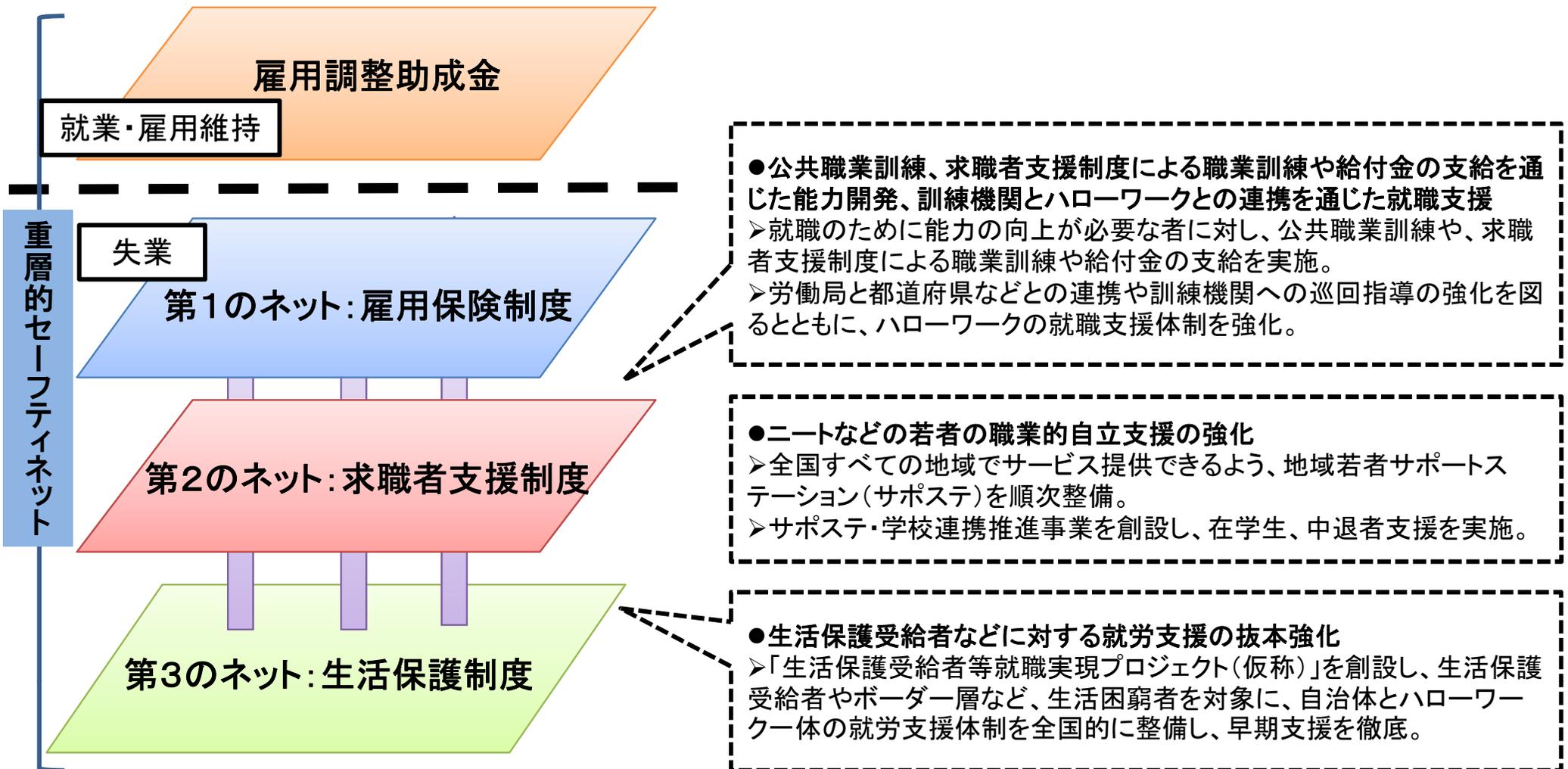
- フリーターなどのキャリア形成・正社員転換などの支援
- ジョブ・カード制度の推進
- ニートなどの若者の職業的自立支援の強化
- キャリア・コンサルティングの活用促進

5. 雇用のセーフティネットの強化（5,085億円）

非正規雇用で働く労働者の個々の状況に応じたきめ細かな施策を実施し、雇用の維持や、失業後の求職者の正規雇用での安定した就職を実現するための重層的なセーフティネットの強化を図る必要がある。

雇用対策

25年度概算要求での対応



平成 25 年度概算要求における主な非正規雇用関連対策の概要 ～「望ましい働き方ビジョン」の実現に向けて～

関連対策要求合計額 6,007 億円 (7,285 億円)

本ペーパーは、平成 25 年度厚生労働省予算概算要求事項の中から、非正規雇用の労働者の失業予防、処遇改善、正社員化、生活・早期再就職支援、非正規雇用への流入防止等、非正規雇用の労働者の生活・雇用の安定や処遇改善に資する施策を省内横断的に抜粋し、「望ましい働き方ビジョン」の柱立てに沿って整理したものである。

1. 正規雇用・無期雇用への転換促進 222 億円(260 億円)

(1) 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進【新規】

58 億円

平成 24 年 3 月に策定した「望ましい働き方ビジョン」などに基づき、非正規雇用で働く労働者の企業内でのキャリア・アップを総合的に支援する。正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドラインを策定するとともに、事業主のこれらの取組を促進する包括的な助成措置など、ハローワークによる指導援助体制を抜本的に強化する。併せて、非正規雇用の問題についての国民的議論を喚起する。

このほか、非正規雇用で働く労働者の人材育成については、その抜本的な強化に向けた検討の結果に基づいた新たな取組を推進する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成 24 年 6 月～7 月実施）の提言関連

(2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進【一部新規】

16 億円(25 億円)

パートタイム労働法制の整備を進め、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、助成金の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援や雇用管理改善のモデル事業を実施する。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

(3) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部前述) 97 百万円(3 億円)

短時間正社員制度の導入・定着促進のため、ノウハウの提供や助成金の活用による支援などを行う。

(4)改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たなルールなどの円滑な実施) **3.8億円(3.4億円)**

改正労働契約法の改正内容の周知を行うとともに、有期労働契約から無期労働契約への円滑な転換が可能となるよう、無期転換の好事例の収集や社内制度化に向けた取組モデルの開発・普及を行う。

また、有期契約労働者を雇用する事業主に対し、労働基準法や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について、必要な指導等を行う。

(5)改正労働者派遣法の着実な実施 **7.7億円(7.8億円)**

施行された改正労働者派遣法を着実に実施するための制度の周知・指導を行う。

(6)フリーターなどのキャリア形成・正社員転換等の支援 **142億円(66億円)**

わかものハローワークなどで、若者雇用支援の専門員による個別指導、トライアル雇用やジョブ・カードを活用した有期実習型訓練により、フリーターなどの就職支援、キャリア・アップを促進する。

また、非正規雇用で働く労働者のキャリア・アップ（正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など）に取り組む企業に対して、ハローワークを中心に、総合的な支援を行う。

(7)非正規雇用の労働者へのワンストップによる就労支援 **21億円(30億円)**

非正規雇用の労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、全国に「非正規労働者総合支援センター」（キャリアアップハローワーク）及び同コーナーを設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援と、生活関連相談を一体的に実施する。

2. 均等・均衡待遇をはじめとする公正な処遇の確保

162億円(128億円)

(1)有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進(再掲)

58億円

(2)パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進(再掲)

16億円(25億円)

(3)改正労働契約法などの円滑かつ着実な施行(有期労働契約に関する新たな

ルールなどの円滑な実施(再掲)

3.8億円(3.4億円)

(4)改正労働者派遣法の着実な実施(再掲)

7.7億円(7.8億円)

(5)職業能力評価基準の整備・活用促進

1.8億円(2.5億円)

職種ごとに必要な能力要件を明確化した職業能力評価基準の策定・改訂を推進し、業界ごとの実情に基づいて人材育成・評価のためのツール(キャリアマップ、職業能力評価シート)の開発・導入を進めながら、社内検定や業界検定につなげるなど、職業能力評価基準の一層の活用を図る。

(6)最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援や最低賃金の遵守の徹底

35億円(41億円)

雇用戦略対話での合意に基づき、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を引き続き実施する。

また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(7)労働問題に関するワンストップ相談体制の整備

16億円(15億円)

依然として高水準で推移し、また「いじめ・嫌がらせ」といった相談が増加するなど、複雑・困難化している個別労働紛争(個々の労働者と事業主との間での職場のトラブル)の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、総合労働相談コーナーの体制の強化を図る。

(8)労働法制の基礎知識の普及促進

50百万円(23百万円)

若者を中心に事業所の法違反やトラブルによる早期退職を防止するため、労働法制の基礎知識の普及を図る。

また、個別労働紛争の未然防止・早期解決を図るため、労働者・事業者などに対し、労働契約法などの労働関係法令の教育、情報提供などを実施する。

3. 職業キャリアの形成の支援 2,435億円(2,821億円)

職業能力形成機会が乏しい非正規雇用の労働者などに対して、国や地方自治体による公的職業訓練の推進、企業内での職業能力開発の強化、労働者の主体的なキャリア形成の支援や職業能力開発評価機会の確保などを通じて、職業キャリアの形成を支援する。

(1) 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給などを通じた就職支援(一部後述) 1,033億円(1,479億円)

雇用保険を受給できない求職者に対し、新たな技能や知識を身につけるための職業訓練を実施し、訓練期間中の生活を支援するための給付金の支給を行う。

(2) 成長分野・ものづくり分野での人材育成の推進 2,121億円(2,588億円)

① 成長分野・ものづくり分野での離職者訓練や在職者訓練の推進

2,080億円(2,582億円)

離職者に対して、民間教育機関などを活用し、介護、情報通信、環境・エネルギー分野などの成長分野の実践的な公共職業訓練や求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者に対する就職支援を強化する。また、地域や産業ニーズに基づき、ものづくり分野の公共職業訓練を実施する。

さらに、在職者に対して、業界団体などと連携し、成長分野へ展開を図る企業の人材育成に資する訓練カリキュラムを開発し、これを基に在職者訓練を実施する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成24年6月～7月実施）の提言関連

② 長期の訓練コースの開発・設定【新規】(一部前述)

8.7億円

公共職業訓練で、関係省庁と連携し、成長分野などでの中核人材育成などを可能とする長期の訓練コースの開発や積極的な設定を進める。

③ ものづくり立国の推進【一部新規】

42億円(6.2億円)

企業OBなどの優れた技能者（ものづくりマイスター（仮称））が実技指導などを行う「若年技能者人材育成支援等事業（仮称）」により、技能競技大会参加者の拡大や若年技能者のスキルアップ、効果的な技能の継承などの支援を行う。

また、熟練技能者の技能について、文書や映像などで保存するとともに、優れた技

能を紹介するイベント・ものづくり体験教室の開催や、卓越した技能者への表彰を行う。

(3) 有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)の推進(再掲) **58億円**

(4) 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進 **192億円(167億円)**

①労働者・企業に対する職業能力開発への支援【一部新規】

123億円(95億円)

i 政策課題に沿った人材育成への支援(一部前述) **115億円(91億円)**

事業主が労働者に対して職業訓練を実施する場合などに必要な経費などの助成を行うキャリア形成促進助成金を、政策課題(若年者、グローバル人材、成長分野やものづくり分野の人材育成など)に沿った訓練に重点助成する。

また、非正規雇用で働く労働者の人材育成については、その抜本的な強化に向けた検討の結果に基づいた新たな取組を推進する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

ii 中小企業などでのキャリア形成支援(一部新規) **8.4億円(4.1億円)**

キャリア・コンサルタントの派遣などにより、非正規雇用や中小企業の若年労働者がキャリア・コンサルティングを受けられるようにするとともに、計画的な人材育成のための助言など中小企業への総合的な支援を強化する。

また、ワーキングホリデーなどの海外経験を希望する若者に対して、キャリア・コンサルティングなどによりキャリア形成を支援する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

②キャリア・コンサルティングの活用促進 **1.4億円(1.3億円)**

キャリア・コンサルタントの体系的な養成や質の向上を図るため、キャリア・コンサルタントの指導者養成などを行うとともに、キャリア・コンサルタントについての情報提供体制を整備し、キャリア・コンサルティングの活用を推進する。

③ジョブ・カード制度の推進【一部新規】 **95億円(105億円)**

公共職業訓練や求職者支援訓練でのジョブ・カードの活用促進や、ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓、学生用ジョブ・カードの活用の好事例の収集・普及などにより、ジョブ・カードを取得した訓練受講者などの円滑な就職を促進する。

④職業能力評価基準の整備・活用促進(再掲) 1.8億円(2.5億円)

(5) フリーターなどのキャリア形成・正社員転換等の支援(再掲)

142億円(66億円)

4. 若者の雇用の場の確保(若者雇用戦略の推進)

396億円(317億円)

(1) 機会均等・キャリア教育の充実

1.5億円(14百万円)

①キャリア教育の推進

28百万円(14百万円)

教育行政と連携しながらキャリア・コンサルティングの手法を活用し、中学、高校、大学などの段階ごとに、キャリア教育を効果的に指導できる専門人材を養成する。

また、若者雇用戦略に基づき設置される「地域キャリア教育支援協議会」への労働局や公共職業能力開発施設の参画などにより、地域の人材ニーズに基づいたキャリア教育を推進する。

②高校中退者等に対する学卒者訓練の受講支援【新規】(一部前述) 1.2億円

就業意欲のある高校中退者や中卒者の職業訓練の機会を確保するため、高校中退者などに対する学卒者訓練の受講支援を行う。

(2) 雇用のミスマッチ解消

124億円(125億円)

①大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進

106億円(112億円)

大学などの未就職卒業者を減少させるため、ジョブサポーターの全校担当制や、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談の強化を図るとともに、中小企業団体・ハローワーク・大学等間の連携強化・情報共有化などにより、関係省庁一体となって新卒者・既卒者に対する就職支援を促進する。

なお、被災地域の就職環境が厳しい状況にあることから、ジョブサポーターを活用し、被災新卒者などの就職の促進を図る。

②若者と中小企業とのマッチング強化(「若者応援企業」宣言の実施)【新規】

2.7億円

中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「若者応援企業」宣言を行う仕組みを構築する。

また、若者応援企業を集めた面接会の実施、ジョブサポーターによる定着支援などを行う。

(3) キャリア・アップ支援	271億円(192億円)
①フリーターなどのキャリア形成・正社員転換等の支援(再掲)	142億円(66億円)
②ジョブ・カード制度の推進(再掲)	95億円(105億円)
③ニートなどの若者の職業的自立支援の強化	34億円(20億円)
i 地域若者サポートステーションの拡充	18億円(20億円)
地域若者サポートステーション(サポステ)の設置拠点の拡充(115カ所→140カ所)や積極的な周知により、ニートなどの若者の職業的自立支援を強化する。	
ii サポステ・学校連携推進事業【新規】(重点)	16億円
サポステと学校の連携体制を構築し、新たに在学生に対するアウトリーチ(訪問支援)を行う。また、切れ目のない支援を行えるよう、サポステと学校などが中退者情報を共有し、中退者の支援を強化する。	
④キャリア・コンサルティングの活用促進(再掲)	1.4億円(1.3億円)

5. 雇用のセーフティネットの強化 5,085億円(6,380億円)

(1) 生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化(「生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)の創設」【新規】(一部重点))	100億円
「生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)」を創設し、生活保護受給者やボーダー層など、生活困窮者を広く対象に、自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備し、早期支援を徹底するなど、就労支援を抜本的に強化する。 また、これに併せ、対象者の課題に応じた能力開発などの支援施策の充実を図る。	
(2) 公共職業訓練、求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発や訓練機関とハローワークとの連携を通じた就職支援(一部再掲)	2,073億円(2,572億円)
就職のために能力の向上が必要な者に対し、公共職業訓練や求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を実施する。	

労働局と都道府県などとの連携や訓練機関への巡回指導の強化を図るとともに、ハローワークの就職支援体制を強化し、きめ細かな就職支援を行う。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」（平成24年6月～7月実施）の提言関連

※ 求職者支援制度の国庫負担金の本則（1/2）復帰に係る経費については、予算編成過程で検討する。

(3) ニートなどの若者の職業的自立支援の強化(再掲) 34億円(20億円)

(4) 雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施 1,175億円(2,033億円)

雇用調整助成金を活用し、労働者の雇用の維持に取り組む事業主を支援する。

(5) 雇用保険制度によるセーフティネットの確保 1,703億円(1,714億円)

失業等給付を支給し、失業者等の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図る。

※ 国庫負担金の本則（1/4）復帰に係る経費については、予算編成過程において検討する。

6. その他

304億円(279億円)

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進 39億円(37億円)

母子家庭の母などへの就業支援、養育費の確保や面会交流の支援など総合的な自立支援施策を推進する。また、高等技能訓練促進費等事業などについて、新たに父子家庭の父を対象に加える。

(2) 自立を促進するための経済的支援 50億円(50億円)

母子家庭などの自立を促進するため、技能取得などに必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(3) 女性の就業希望の実現 24億円(23億円)

子育て中の女性などがその能力を發揮できる職場を確保できるよう、実施拠点を拡充するなど、マザーズハローワーク事業の一層の強化などを行う。

(4) 外国人の適正な就業の促進【一部新規】 10億円(11億円)

労働局が主体となって関係機関との連携を強化し、適正かつ安定した就労につながるよう、職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。

(5) 日系人などの定住外国人に対する職業訓練の推進(一部前述)

6.7億円(6.5億円)

就労準備研修について、各地域のニーズを勘案しながら、介護などの雇用創出が見込まれる分野の専門コースを拡充する。

また、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置など定住外国人に配慮した職業訓練を実施する。

(6) 外国人労働者の労働条件の確保 72百万円(73百万円)

外国人労働者の労働条件をめぐる相談事例の外国語による情報提供を行うなど、外国人労働者の労働条件の確保を図る。

**(7) 都道府県による産業政策と一体となった雇用創造の支援の抜本的な強化
〔「戦略産業雇用創造プロジェクト(仮称)」の創設等〕【新規】(一部重点)**

56億円

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業などの戦略産業を対象として産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創出プロジェクトを支援する。また、雇用創造に向けた取組への準備が必要な地域については、必要な支援により地域の雇用創出力を強化する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

(8) 成長分野での積極的な雇用創出・人材育成・就職支援【新規】

3.8億円

日本の「雇用をつくる」人材(グローバルな視点をもって仕事をして成果を出せる人材、創業・起業や新事業展開を支える人材など)を確保・育成していくために、人材像の明確化や、確保・育成の手法について検討を行う。

また、主要ハローワークで、成長分野への事業展開などを行う企業に対する人材確保や人材育成の支援、求人・求職のマッチングなどを強化する。

※ 厚生労働省版「提言型政策仕分け」(平成24年6月～7月実施)の提言関連

(9) 介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化 29億円(54億円)

人材不足が深刻化する介護・医療・保育職種の人材確保に向け、主要ハローワークの「福祉人材コーナー」の運営体制の拡充を図るなど、福祉分野の職種を希望する者に対する支援を強化する。